

(2) 制度創設時の考え方

① 制度創設時の保険料に係る基本的考え方

介護保険は、社会連帯に基づく相互扶助を制度の基本的な考え方とすることから、すべての被保険者から保険料の負担を求めることとなる。その際、第1号被保険者の間では負担能力の格差があることにかんがみ、所得の多寡に応じた保険料額を設定。

② 制度創設時に、定率制を採用せず、段階別定額制を採用した理由

- ① 市町村が保険料賦課をするに当たって新たな事務負担が可能な限り生じないようにするため、新たな所得把握の必要性を最小限に抑えることが適当であったこと。
- ② 所得比例とした場合、高額所得者の負担が大きくなるが、介護保険の給付は定型的なものであるという性格を有し、被保険者の間に医療のように頻繁に受ける可能性は低いのではないかという考えがあるほか、医療保険に比して著しく高額な給付が発生することがないことから、一定の者の保険料負担を著しく高額なものとする事は、給付と負担の均衡の観点から適当ではないこと。
- ③ 保険料が全国平均で当面月額3,000円程度という水準であることから、定率の設定として負担能力の格差を調整する必要性が少なくとも当面は低いこと。
- ④ 所得の捕捉が必ずしも厳密には行い得ないという実態があり、所得に対する定率負担は、負担についての公平性という点で疑問があること。
- ⑤ 第1号被保険者は基本的に稼得年齢層ではなく、高齢者世代内での所得移転の政策的必要性は必ずしも高いとは言えないこと。